

一般社団法人千葉県社会福祉士会 広告掲載基準

規程第36号

令和3年6月7日制定

令和4年9月4日改正

(目的)

第一条 本規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会広告物掲載取扱規程(規程第35号、以下「広告物掲載取扱規程」という。)第3条に定められている広告の規格等に関する具体的な事柄を定める事を目的とする。

(広告媒体)

第2条 民間企業等の広告を掲載する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 機関紙「点と線」への広告掲載
- (2) チラシ、冊子の郵送
- (3) その他適当と会長が認めるもの

(広告の配布方法)

第3条 民間企業等の広告の配布方法は、次のとおりとする。

- (1) 機関紙「点と線」誌面一部（表紙下部、裏表紙下部、本文余白箇所）に掲載
- (2) 機関紙「点と線」配布時の同封
- (3) その他適当と会長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 民間企業等の広告の規格、及び、掲載位置、広告料等は、別表1のとおり定める。

2 第3条第3項の規格、及び、掲載位置、広告料等は、会長が定めることができる。

(広告の取り扱い)

第5条 広告の取り扱いに関する事務処理は、規程第7号一般社団法人千葉県社会福祉士会事務処理規程に基づき事務局が行う。

(改廃)

第6条 この基準を改廃するときには、会長の決裁を経なければならない。

附 則

1 この規程は、制定の日から施行し、令和3年6月7日から適用する。

附 則

1 この改正は、令和4年9月4日から適用する。

別表 1

広告媒体	機関紙「点と線」への広告掲載	機関紙「点と線」への配布物封入
配布方法	機関紙「点と線」誌面一部 (表紙下部、裏表紙下部、本文余白箇所) に掲載 (紙面) A4 版 12 頁 (部数) 郵送 (会員 1000 部、関係機関 1500 部) メール 451 部 (方法) 誌面一部 (表紙下部、裏表紙下部) に掲載※約 3000 部	機関紙「点と線」配布時の同封 (配布先) (部数) 郵送 (会員 1000 部、関係機関 1500 部) (方法) 発送物に同封
配布先	①会員 ②関係機関 (行政、社会福祉協議会、福祉事業所等)	
掲載内容	1 枠 横 4.5 cm × 縦 5.0 cm (各号の広告枠は全 8 枠)	①A4 1 枚 ②冊子 (25g 以内)
掲載料	1 枠 1 回 ①表紙 11,000 円 ②裏表紙 10,000 円 ③本文余白箇所 9,000 円	①10,000 円 + 実費 (会員宛 約 7,000 円) (関係団体宛 約 7,000 円) ②1 冊 20,000 円 + 実費 (会員宛 約 20,000 円) (関係団体宛 約 20,000 円)
広告原稿	広告枠のデザインを JPEG 等データで提出	印刷物 (指定した部数) を指定の場所へ提出すること
提出期限	掲載号発行月の前月の 1 日まで	発行月の 1 日まで